

事例番号:360190

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 33 週 5 日

14:00- 胎動減少あり

18:35 胎動減少のため搬送元分娩機関を受診、超音波断層法で胎児心拍数 80 拍/分台と胎盤肥厚を疑う所見を確認

18:55- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 80 拍/分台の徐脈を認める

19:30 常位胎盤早期剥離疑いで当該分娩機関に母体搬送となり入院

4) 分娩経過

妊娠 33 週 5 日

19:57 胎児機能不全、常位胎盤早期剥離の疑いで帝王切開により児娩出、子宮底部に溢血所見あり、凝血塊排出あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:33 週 5 日

(2) 出生時体重:2000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.06、BE -21.3mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症、播種性血管内凝固症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 12 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠 33 週 5 日の 14 時頃またはその少し前の可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

ア. 妊娠 33 週 5 日妊産婦からの電話連絡への対応(胎動減少の訴えに対し来

院を指示)は一般的である。

- イ. 来院時の対応(腔鏡診、超音波断層法による胎児心拍数と胎盤の確認、分娩監視装置装着)は一般的である。
- ウ. 超音波断層法所見(胎児徐脈、胎盤肥厚を疑う所見)より常位胎盤早期剥離疑いと診断したことは一般的である。
- エ. 胎内蘇生として酸素投与、体位変換し、当該分娩機関に母体搬送としたことは一般的である。

(2) 当該分娩機関

- ア. 胎児徐脈、常位胎盤早期剥離の疑いで搬送元分娩機関から母体搬送の依頼を受けた時点でICU、NICUに連絡し、手術、輸血の準備をしたことは適確である。
- イ. 母体搬送到着時に妊産婦の症状(腹部硬い)および搬送元分娩機関で実施した胎児心拍数陣痛図所見(胎児心拍数基線 80 拍/分台、子宮収縮 2-3 分毎)より胎児機能不全、常位胎盤早期剥離の疑いと診断し、緊急帝王切開術を決定したことは一般的である。
- ウ. 当該分娩機関到着から 27 分後に児を娩出したことは適確である。
- エ. 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- オ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与)は一般的である。
- (2) 早産児、重症新生児仮死のため当該分娩機関 NICU に入室としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。